

コーポレート・ガバナンス・ガイドライン

第1章 総則

第1条 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

第2章 株主との関係

- 第2条 株主総会
- 第3条 資本政策の基本的な方針
- 第4条 政策保有株式に関する方針
- 第5条 買収防衛策
- 第6条 株主等との対話
- 第7条 関連当事者間取引の防止

第3章 株主以外のステークホルダーとの関係

- 第8条 基本理念、ビジョン、ミッション（使命）と行動規範の制定・遵守
- 第9条 サステナビリティを巡る課題への対応
- 第10条 女性の活躍促進を含む多様性の確保
- 第11条 内部通報

第4章 コーポレート・ガバナンスの体制

- 第12条 当社のコーポレート・ガバナンス体制の全体像
- 第13条 取締役会の役割・責務
- 第14条 取締役会の体制と運営
- 第15条 取締役の選任基準
- 第16条 役員報酬
- 第17条 役員トレーニング
- 第18条 監査役会の役割・責務と機能強化
- 第19条 監査役の選任基準
- 第20条 会計監査人及び内部監査部門
- 第21条 独立社外役員

第5章 情報開示方針

- 第22条 情報開示に関する基本方針
- 第23条 情報開示の基準・方法

第6章 雑則

- 第24条 制定、改正、廃止

第1章 総則

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

第1条 当社は、日々お客さまの新しいニーズが生まれ進化を続け、今後も持続的な成長が期待される国内で最も肥沃かつ有望な市場である首都圏において、スーパーマーケット企業としてこれまで培ってきた参画事業会社の経営ノウハウを更に進化させ、総力を結集して国内ナンバーワンの「首都圏におけるSM連合体」を創設することを目指し、2015年3月2日に共同持株会社として発足した。

当社は、設立時に制定した基本理念、ビジョン、ミッション（使命）の実現のために、コーポレート・ガバナンスを経営の最重要課題のひとつとして認識し、コーポレート・ガバナンスの充実を図る。

- (1) 事業会社の自主・自律性を尊重し、共通する理念である「お客さま第一」「地域社会への貢献」に基づき、設立時に制定した基本理念、ビジョン、ミッション（使命）を基本とする。
- (2) 株主をはじめとするステークホルダーとの適切な協働を実現するため、意思決定の透明性及び公正性を確保する。
- (3) 中長期的視点で適切な協働ができる株主、特に日々のお買い物を通じてご意見いただけるお客さま株主をはじめとするステークホルダーを重要なパートナーと位置づけ、建設的な対話ができる環境を整備し、経営に活かせる体制を構築する。
- (4) (1)～(3)を前提とし、経営の意思決定過程の合理性を確保することにより、健全な企業家精神を発揮し、会社の迅速・果敢な意思決定を実現することにより、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る。

[基本理念]

私たちは

お客さまの豊かで健康的な食生活に貢献します
地域の発展と繁栄を願い、地域に深く根差した企業となります
常に革新と挑戦を続け、時代に適応する企業であり続けます

[ビジョン]

私たちは

多様なライフスタイルに最適な商品やサービスを提供し、お客さまの豊かで健康的な食生活の実現に貢献します

従業員の能力の育成・活用や人材の交流を進め、全従業員が自らの成長を実感できる企業風土を目指します

参画事業会社の企業価値を最大化し、永続的に発展(成長)し続けます

お客さまのためにビジネスパートナー(お取引先さま)と公正な取引を通して新たな価値を創造します
各地域のニーズに応える個社それぞれの経営を尊重し、公正で透明性の高いガバナンスを通して、志を同じくする新たな参画企業を歓迎します

[ミッション(使命)]

私たちは

参画する事業会社の自主自律経営を尊重するとともに、事業会社の枠を超えて総力を結集し、新たな価値を創造します

お客さまの信頼と期待に応え、規模と質の向上を追求し続けることで、企業価値の最大化を実現します
新たに参画する企業を歓迎し、オープンな連合体であり続けることを約束します

第2章 株主との関係

(株主総会)

第2条 株主総会は当社の最高意思決定機関との認識に基づき、少数株主を含む全ての株主に対して実質的な平等性を確保し、株主の権利の確保と適正な権利行使のための条件を整備する。

2. 株主総会の開催日は、いわゆる「集中日」を避けて設定する。
3. 招集通知の早期発送に努めるとともに、日本語版・英語版ともに、発送日に先立ち当社ウェブサイト等に開示する。
4. 議決権の行使方法について、株主総会への出席又は議決権行使書の郵送、議決権の電子行使による方法を採用し、株主が議決権行使をしやすい環境とする。
5. 当社は現在、信託銀行等の名義で株式を保有する実質株主が株主総会に出席することは認めていないが、今後もし信託銀行等から要望があった場合には、検討を行う。
6. 定時株主総会終了後には、取締役会において、株主の意思を具体的に把握し、経営陣幹部と株主との対話に反映させるため、全議案の賛成・反対要因の分析を行う。

(資本政策の基本的な方針)

第3条 当社は、事業会社の成長・発展による企業価値の向上を最重点課題として認識している。

2. 企業グループの成長性及び資本コストを勘案した経営効率の改善の観点から、スーパーマーケット業界における水準を考慮し、ROE6%を掲げ、財務の健全性に配慮しながら、利益体質の強化と純資産の有効活用に努める。
3. 株主還元の方針としては、安定配当を維持しつつ、当社の連結純利益に対して配当で約30%を目途とし、株主優待についても継続する方針とする。
4. 大規模な希釈化を伴う資本政策を行う場合には、独立社外役員の意見に配慮しつつ、その必要性・合理性を取締役会において審議の上、株主・投資家に対し十分な説明を行う。

(政策保有株式に関する方針)

第4条 多くの取引先企業との協働は重要であるが、相互の企業連携を深め当社の中長期的な発展に必要と認められる場合を除き、政策保有を行わないことを基本方針とする。

2. 保有に当たっては、毎年取締役会において中長期的に取引先企業との取引関係の維持・強化や情報収集が、当社及び取引先企業の利益に資するものか否か及び、保有する企業の健全性とリスク等を検証し、保有継続の合理性を判断する。
3. 保有株式の議決権行使については、当社の株主価値の向上に資するものであるか否か、及び投資先企業の中長期的な企業価値向上の観点から、議決権行使の判断となる指針を定め、適切に行使していくものとする。
4. 当社の株式を政策保有株式として保有している会社（政策保有株主）から売却等の意向が示された場合は、妨げない。

(買収防衛策)

第5条 持続的な成長及び企業価値の最大化を経営上の最重要課題と認識し、その責任を果たすことが最大の買収防衛策であると考え、買収防衛策をあらかじめ定めることはしない。

2. 当社株式が公開買付けに付された場合は、当社取締役会としての考え方を速やかに株主へ開示する。また、株主が公開買付けに応じることを妨げない。

(株主等との対話)

第6条 当社は、株主との対話を通じ、持続的な企業価値の向上に資するように努める。また、「株主との建設的な対話に関する基本方針」を開示する。

2. 株主との対話に当たっては広報IRが窓口となり、事業会社と協働して決算説明会を半期に一度、また、必要に応じて事業計画・方針等の説明会を開催し、経営陣幹部が説明できる場を設定する。
3. 経営戦略や経営計画の公表に当たっては、経営資源の配分や具体的な実行項目等について図表等を活用し、株主に分かりやすい形で行う。

(関連当事者間取引の防止)

第7条 関連当事者間の取引については、該当する役員を特別利害関係人として当該決議の定足数から除外し、取締役会において決議する。

2. 当社及び子会社を含む全ての役員に対して、半期ごとに関連当事者間の取引の有無について確認を求め、管理する。
3. 取締役・監査役は関連当事者間取引規程及び取締役会規程を遵守し、競業取引・利益相反取引等の可能性がある場合は、社外取締役や監査役の意見を求めるとともに、事前に取締役会の承認を得ることとする。

第3章 株主以外のステークホルダーとの関係

(基本理念、ビジョン、ミッション(使命)と行動規範の制定・遵守)

第8条 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、お客さま、従業員、お取引先さま、地域社会をはじめとする当社に係るステークホルダーとの協働が必要不可欠であると認識している。そのため、本ガイドラインの冒頭に記載した基本理念、ビジョン、ミッション(使命)のもと、中期経営計画を当社ウェブサイト等に公表する。

また、以下の行動規範を定め、ウェブサイトにて開示し、事業会社を含めた経営陣・幹部及び全従業員に周知徹底させることとする。

- (1) 私たちは、お客さまの豊かで健康的な食生活に貢献するため、常に安全・安心な商品やサービスを提供し、革新と挑戦を続けます。
- (2) 私たちは、地域社会に貢献するため、環境問題に積極的に取り組みます。
- (3) 私たちは、お取引先さまとの公正な取引を通じ、良きパートナーとしてお客さまに新しい価値を提供します。
- (4) 私たちは、従業員の安全で働きやすい職場を確保し、人材の育成や交流を通じて、自らの成長を実感できる企業風土を目指します。
- (5) 私たちは、時代に適応し続ける企業であるために、事業会社と一体となって、企業価値の最大化を目指します。
- (6) 私たちは、法令を遵守した行動に徹し、反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫きます。
- (7) 私たちは、公正な競争を通じて企業の繁栄を目指すとともに、企業情報を迅速・的確に開示します。

(サステナビリティを巡る課題への対応)

第9条 当社は、サステナビリティを巡る課題について適切に対処するため、当社及び事業会社の環境方針を定め、開示し、全従業員に周知徹底を図るとともに、従業員が主体的に環境活動に取り組める体制を構築する。

2. 当社は、事業会社と協働して、資源のリサイクルやごみの削減活動等に積極的に取り組むとともに、植樹活動に参加する等、持続可能な社会の実現を目指し、これからも諸活動を継続する。

(女性の活躍促進を含む多様性の確保)

第10条 事業会社各社においては、ワークライフバランスの観点から育児・介護等に関する支援制度の整備と社内通知を徹底し、特に女性従業員がいきいきと働き続けることのできる環境整備に努め、できる限り速やかに女性の管理職比率30%を目標とし、女性従業員を積極的に管理職に登用する

よう取り組む。

2. マルエツ、カスミ、マックスバリュ関東とも、障がい者である従業員が本社や店舗・加工センターにおける業務に従事し、国の定める障がい者雇用率を上回る実績を達成しており、更に雇用の拡大を図っていく。

(内部通報)

- 第11条 当社及び事業会社においては内部通報窓口を設置し、従業員が上司や会社幹部に知られることなく疑念や訴えを伝えることができる環境を維持継続する。
2. 情報提供者が不利益を被ることのないよう「通報者保護規程」を定め、内部通報者が保護される環境を維持継続する。

第4章 コーポレート・ガバナンスの体制

(当社のコーポレート・ガバナンス体制の全体像)

- 第12条 当社は、取締役会において経営の重要な意思決定を行うとともに、監査役会設置会社として取締役会から独立した監査役及び監査役会により、各取締役の業務執行状況等の監査を実施する。
2. 取締役会の独立性を強化し、経営陣・取締役に対する監督の実効性を高めるため、2024年5月の定時株主総会以降、3名の独立社外取締役、並びに1名の独立社外監査役を選任し、監督体制を整える。
 3. 2016年5月の定時株主総会以降、取締役会の下に独立社外取締役を議長とし、役員の過半数を独立社外役員とする「人事・報酬諮問委員会」を設置する。同委員会は、取締役の選解任及び業績評価や報酬体系の審議を行い取締役会へ答申し、妥当性及び透明性を確保し、公正かつ適正な手続きを行うための機能を発揮する。加えて、少数株主の利益保護の観点から、独立社外役員で構成する特別委員会を設置し、取締役会付議事項における利益相反取引などに対し、意見を適切に反映させる体制を整え運用を図る。

(取締役会の役割・責務)

- 第13条 取締役会は、法令・定款及び取締役会規程等に基づき、経営戦略等の方向性を定める。
2. 経営会議規程や職務権限規程・決裁基準表、業務分掌表等により、取締役と各部署の職務と責任を明確にし、周知徹底することで、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行う。
 3. 取締役会は、中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つであると認識し、その実現に向けて最善の努力を行う。目標額と一定の乖離が発生した場合は、その原因を分析し、株主、投資家に説明する機会を設け、次期以降の計画に反映させる。
 4. 次期代表取締役や新任取締役の指名に当たっては、人事・報酬諮問委員会からの答申内容に基づき、候補者の評価を適切に行うことで、当社取締役会は、透明性・公正性の高い後継者の指名体制を整える。
 5. 最高経営責任者（CEO）の後継者候補の育成に当たっては、取締役会及び事業会社と連携し、行う。

(取締役会の体制と運営)

- 第14条 当社は純粋持株会社として監査役会設置会社を選択し、取締役会は、法令、定款及び取締役会規程に基づき、経営戦略、経営計画、その他経営に関する重要な事項の決定を行う。また、独立社外取締役と連携し、各取締役の職務執行状況、関係会社の重要な業務執行、コンプライアンス及びリスク管理の運用状況等の報告を受け、当社を含む当社グループの経営全般について監督を行う。

2. 取締役会における意思決定及び経営陣への委任の範囲については、取締役会規程及び職務権限規程・決裁基準表にて定める。また、事業会社への適正な権限委譲により迅速な業務執行がなされる体制を構築し、同時にグループ全体としての利益を最優先とし事業会社に係る課題について協議する場を定期的に設ける。
3. 取締役会は、知識・経験・能力のバランス及び多様性を備えた人材で構成し、迅速な意思決定を推進する規模として適切な体制とする。
4. 2024年5月の定時株主総会以降、独立社外取締役を3名選任し、加えて独立社外監査役を1名選任する。この4名の独立社外役員を主たる構成員とする「評価諮問委員会」を設置し、取締役会の実効性について分析・評価を行う。
5. 取締役会の審議の活性化を図るため、以下の各事項に配慮した運営を行う。
 - ① 取締役会資料は、検討のために必要な合理的期間を確保するため、事前に配布する。
 - ② 社外取締役・社外監査役に対しては、事前に取締役会資料の内容の説明を行う。
 - ③ 取締役会の年間スケジュールを事前に設定して、すべての取締役・監査役が出席できるよう配慮する。
 - ④ 取締役会は、原則として月1回の頻度で開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

（取締役の選任基準）

- 第15条 当社の経営理念に基づき、当社グループ全体の更なる発展に貢献できる人物であること、加えて、法令及び企業倫理の遵守に関する見識を有することを基準とする。
2. 取締役・監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書等で毎年開示を行う。兼任社数は、当社の取締役・監査役としての監督業務を適切に果たすことができる合理的な範囲とする。

（役員報酬）

- 第16条 社外役員を除く当社の役員報酬は、「中長期的な業績等を反映させ、取締役による健全な企業家精神の発揮を通じて、当社の持続的な成長と企業価値の向上を促進する報酬体系とすること」を基本方針とし、取締役会の下に独立社外役員を主たる構成員とする「人事・報酬諮問委員会」を設置し、役員報酬体系を設定する。
2. 社外取締役及び監査役の報酬は月例報酬のみで構成し、報酬の水準は、第三者による国内企業の報酬水準等を参考に決定する。
 3. 取締役会及び監査役会は、人事・報酬諮問委員会の答申に基づき、株主総会の決議によって決定した報酬総額の範囲内で、取締役及び監査役の報酬を決定する。

（役員トレーニング）

- 第17条 「取締役・監査役がそれぞれの役割や責務を果たすため、必要となるトレーニングの機会を継続的に提供する」方針に基づき、会社法、コンプライアンス、経営等の知識習得に関する研修やトレーニングの場を提供する。
2. 社外取締役・社外監査役については、小売業界の知識や情報を得る機会を提供する。

（監査役会の役割・責務と機能強化）

- 第18条 監査役会は、株主から付託を受けた独立機関として、監査役監査基準によりその役割・責務を定める。
2. 監査役としての職務遂行に当たっては、独立の立場の保持に努め、常に公正不偏の態度を保持し、自らの信念に従って独立した客観的立場で適切に判断を行う。
 3. 2016年5月開催の定時株主総会以降、1名の独立社外監査役を選任し、監査役会の独立性の強化

と機能の充実を図る。

4. 社外取締役との情報交換を行うとともに、事業会社の監査役及び内部監査部門との連携を図るため「グループ監査業務連絡協議会」を設置し、実効性の高い監査に努める。

(監査役の選任基準)

- 第19条 当社の経営理念に基づき、取締役の職務執行を監査し、法令又は定款違反を未然に防止するとともに、当社の健全な経営と社会的信用の維持・向上に貢献できることとする。
2. 中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できることを基準とする。
 3. 監査役には財務・会計に関する適切な知見を有する者を1名以上選任し、その他は経営全般に通じた者で構成し、多様性と適正規模を両立させることとする。

(会計監査人及び内部監査部門)

- 第20条 監査役会は、会計監査人及び内部監査部門と連携し、十分かつ適正な監査を行うことができる体制を確保する。
2. 外部会計監査人の適切な監査を実行するため、外部会計監査人と当社関連部門との連携により、業務運営状況に関する問題点の把握、指摘、改善を行うとともに、監査日程及び監査体制の確保に努める。
 3. 外部会計監査人の評価については、「外部会計監査人の評価及び選定基準」に基づき適切に評価する。
 4. 外部会計監査人による監査の実効性確保のため、社長や管掌取締役との面談の機会を設定するとともに、監査役・内部監査部門及び社外取締役との間で、会合を含め連携を確保する。
 5. 外部会計監査人が不正を発見した場合には、業務執行取締役及び執行役員が中心となり調査・是正を行いその結果を報告する。また、監査役会は常勤監査役が中心となり、事業会社を含めた内部監査部門や関連部門と連携を図り調査を行い、必要な是正を求める。

(独立社外役員)

- 第21条 当社は、独立社外取締役を複数名選任し、選任された独立社外取締役は、経営陣及び支配株主から独立した立場で、経営方針や経営改善に対する意見、取締役の業務執行及び利益相反の監督、並びに経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定等について監視監督を行う。
2. 独立社外取締役・独立社外監査役は、社外取締役及び監査役会との連携により、独立した立場から取締役会での議論に貢献する。
 3. 独立社外役員は「独立社外役員の独立性に関する基準」に基づき選任する。

第5章 情報開示方針

(情報開示に関する基本方針)

- 第22条 当社は、ステークホルダーとの信頼関係を維持・発展させるため、公正で透明性の高い情報を適時適切に開示する。

(情報開示の基準・方法)

- 第23条 株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報（会社の財務状態、経営戦略、リスク、ガバナンス及び社会・環境問題に関する事項）は、当社ウェブサイト等を通じ積極的に情報開示を行う。
2. 招集通知の英訳をはじめとする英語での情報開示についても、海外投資家の利便性の観点から推進する。
 3. 適時開示規則の定める情報の開示は、東京証券取引所の提供する適時開示情報伝達システム(TDnet)を通じて行うとともに、開示後は速やかに当社ウェブサイトにも開示する。

第6章 雑則

(制定、改正、廃止)

第24条 本ガイドラインの改正、廃止は、軽微な改正を除き取締役会の決議によるものとする。

以 上

2016年 1月13日制定

2016年 6月10日改正

2017年 5月29日改正

2018年 12月21日改正

2021年 12月13日改正

2024年 5月24日改正